

地球温暖化は、化石燃料の使用量の増加や森林破壊といった人間の行動が主な原因であると言われています。地球の平均気温が上昇することによって、海水面の上昇や環境への変化が生じ、動植物の絶滅数が増える恐れがあるほか、干ばつや大雨などの異常気象の発生頻度が高まると考えられており、私たちの生活にも大きな影響があるといえます。

豊かな自然や暮らしを次の世代に引き継ぐために、私たち一人ひとりが省エネ型の生活を実践することにより、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量を減らしていくことに取り組めます。

環境目標

	現状値 (平成22年 (2010年)度)	中間評価値 (平成29年 (2017年)度)	中期目標値 (平成30年 (2018年)度)	目標値 (平成35年 (2023年)度)
省エネ診断等の受診施設数(平成21年度からの累計)	4件	28件	45件	70件
各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率	(平成24年度) 76%	72.8%	85%	100%
エコドライブ宣言者数【見直し】	164名	304名	250名	450名
「福島議定書事業」参加団体数(市内)【追加】	(平成29年度) 事業所: 92 学校: 21	—	—	事業所: 230 学校: 50
「エコチャレンジ事業」参加世帯数(市内)【追加】	(平成29年度) 117世帯	—	—	500世帯

具体的な取り組み実績(平成26(2014)～29(2017)年度)

- 地球温暖化対策推進事業実行計画の推進(庁舎の省エネルギー対策、市域の温室効果ガス排出量削減に向けた広報など)
- 事業所向け省エネルギーセミナーの開催、省エネ診断の実施
- LED防犯灯設置事業の実施
- 河東学園中学校における雨水利用システムの導入
- 省エネ活動(家庭版環境マネジメントシステム、学校版環境マネジメントシステム、水道週間における街頭での節水PRなど)の普及促進
- エコドライブの推進
- ノーカーデー*事業の推進、ノーカーデーへの協力依頼 など

環境目標中間評価

- 省エネ診断等については、東日本大震災後は受診施設数が急増しましたが、近年は毎年度2施設程度の受診に留まっています。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減に向けて、事業者による省エネの取り組みが重要であることから、受診施設の増加を図る必要があります。
- 各家庭における省エネの取り組みも、事業者と同様、温室効果ガス排出量削減のための不可欠な要素です。このため、現在取り組んでいる「家庭版環境マネジメントシステム」に加え、県の「エコチャレンジ事業」の普及拡大をはじめ、省エネ型の機器等の普及啓発を通じて、各家庭における省エネの取り組みを推進する必要があります。
- エコドライブ宣言については、身近な取り組みであることから、順調に宣言者数が増加しており、目標を達成しました。このため、平成35年（2023年）度の目標値を上方修正し、さらなる推進を図ります。
- 市民・事業者・行政が一体となった省エネをさらに推進するため、新たに県の「福島議定書事業」（学校及び事業所）への参加団体数、同じく「エコチャレンジ事業」（一般家庭）への参加世帯数を新たに環境目標に加えることとします。

環 境 施 策

◇建築物や住宅における省エネを推進します

- ・省エネ診断等の活用推進
- ・高効率設備や省エネ型機器の普及啓発
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発 【追加】

◇省エネ型の生活を推進します

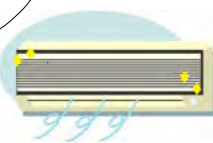
- ・家庭版及び学校版環境マネジメントシステム*の推進
- ・節電・節水等の省エネ活動の普及啓発
- ・省エネ型商品の普及促進
- ・エコドライブの推進
- ・「福島議定書事業」、「エコチャレンジ事業」への参加促進 【追加】

家庭で簡単！省エネ術（１）

エアコンのフィルター
月１～２回掃除する

フィルターが目詰まりしているエアコンと比較すると、電力使用量が年間で31.95kWh 省エネになります。

電気代は約 860 円の節約、CO₂ は 18.8 kg削減されます



（参考：資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬 2017」）

家庭で簡単！省エネ術（２）

普段からちょっと気をつけるだけで、省エネにつながる方法はたくさんあります。
光熱水費削減のために、あなたも「ちょっとエコ」してみませんか。



冷蔵庫にものを詰め込みすぎない



電気ポットを長時間使わない時は、プラグを抜く（再沸騰の方がお得）



テレビを見ないときは主電源をオフ



フライパンなどは洗う前に、ヘラや不要な布で汚れをふき取る

（参考：資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬 2017」）

やってみよう！エコドライブ

「エコドライブ」とは、燃費を向上させる運転方法のことです。

この運転方法は、二酸化炭素の削減や、交通安全にもつながります。

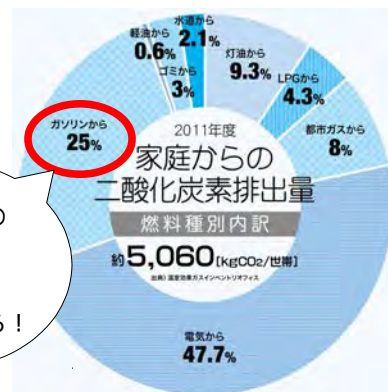
次の 10 項目のうち、「できそうだな」と思ったものから始めてみましょう！

市では、3 項目以上に取り組むことを宣言した市民・事業者の方を「エコドライブ宣言者」として認定しています。

あなたも宣言してみませんか？



家庭からの CO₂ のうち 1/4 がガソリンから！



（出典：温室効果ガスインベントリオフィス・全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより）

エコドライブ 10 のすすめ

1. ふんわりアクセル「e スタート」
2. 加減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルオフ
4. エアコンの使用は控えめに
5. ムダなアイドリングはしない
6. 渋滞を避け、余裕を持って出発
7. タイヤの空気圧をこまめにチェック
8. 不要な荷物は積まない
9. 迷惑駐車はしない
10. 自分の燃費を把握

事業者の皆さんはこんな取り組みをしています

市内事業者の省エネ・環境保全の取り組みの一部をご紹介します。

これらを参考にして、みんなで取り組みを進めていきましょう！

(資料13) ※下記は平成25年(2013年)に実施した事業者ヒアリングでの聞き取り結果です。



電気事業者

- ・企業グループと連携し、太陽光発電、風力発電及び地熱発電など、積極的に再生可能エネルギー導入に取り組んでいます。
- ・学校や幼稚園などにおいて、緑のカーテン活動や環境教育の支援を行っています。

ガス事業者

- ・県のグリーンニューディール基金を活用してLED照明を導入しました。
- ・4月～11月の月1回、周辺道路の清掃活動を継続しています。
- ・社長の「残業を減らそう」との呼びかけにより、社員全員で取り組んだ結果、消費電力の削減に繋がりました。
- ・平成8年より社屋へコジェネレーションシステム*を導入しています。

製造事業者

- ・バス通勤を推進しています。また、春と秋には自転車によるエコ通勤キャンペーンを行っています。
- ・環境担当と設備担当が密接に連携し、省エネ型整備を積極的に導入しています。
- ・LED照明の導入により、電力使用量の大幅削減と、副次的に工場内の虫除け効果が得られました。
- ・事務室内で個別照明化(ブルスイッチの導入)を行いました。
- ・従業員への省エネ意識付けのため、社内でポスターコンクールや標語募集を行い、優秀作品をポスターやうちわにしています。

病院事業者

- ・建て替えの際にBEMSを導入した他、各種省エネ型設備を導入しました。
- ・外気温や室温を記録しており、過去のデータから今後のエネルギー使用量の分析などが可能です。
- ・「省エネルギー推進委員会」を組織しており、今後エネルギー管理の強化を図る予定です。

運輸事業者

- ・BDF車両を導入しています。
- ・マイカー通勤抑制のためお得な定期券などを発売・活用しています。



個別目標 3-3

再生可能エネルギーとICTを活用したまち

法第20条の3第3項第3号に関する取り組み

第7次総合計画における関連政策分野

22 低炭素・循環型社会
31 公共交通
35 情報通信技術

本市では、健康や防災、エネルギー、環境といった市民生活を取り巻く様々な分野での連携を深めながら、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会、市民が安心して快適に暮らすことができるまち「スマートシティ会津若松」を目指して取り組みを進めてきました。

こうした中、平成28年（2016年）4月に開始された「電力の小売全面自由化」により、一般家庭でも電力会社を自由に選択できるようになったことで、再生可能エネルギーやICT（※）の活用による新たなサービスを提供する事業者もあらわれています。

本市でのこれまでの取り組みの成果を踏まえ、ICTをはじめとする最新技術を取り入れながら、地域の省エネルギー化、低炭素社会に向けた取り組みを推進します。

※ ICT(Information and Communication Technology)…コンピュータやネットワーク等の情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

環境目標

	現状値 (平成22年 (2010年)度)	中間評価値 (平成29年 (2017年)度)	中期目標値 (平成30年 (2018年)度)	目標値 (平成35年 (2023年)度)
家庭用スマートメーター設置数【見直し】（注）通信機能が標準化されたもの	0台	約500台	400台	—
一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合【見直し】	39%	(平成26年度) 44%	51%	57%
電気自動車・プラグインハイブリッド車台数	5台	268台	800台	8,000台
充電器設置数（一般家庭除く）	6基	34基	27基	40基

（注）通信機能の標準化…家電や電力計など機器・設備間の通信の接続仕様が標準化され、特定機器に限定されずデータ等の集約が可能となります。

具体的な取り組み実績（平成26（2014）～29（2017）年度）

- 北会津支所エネルギー管理事業（電力使用状況のデータ分析による省エネの取り組み）の実施
- 大規模HEMS情報基盤整備事業*（市内の一般世帯にHEMS設置、電力見える化サービス導入など）の実施
- 電気自動車推進事業（超小型モビリティ実証試験、公用車への電気自動車及び充電器等の導入）の実施
- 公共交通機関、コミュニティバスの利用促進

環境目標中間評価

- 家庭用スマートメーターについては、平成26年（2014年）度から実施した大規模H E M S 情報基盤整備事業等によって、市内の約500世帯に設置され、「電力の見える化」サービスが提供されました。こうした中、平成26年（2014年）4月の省エネ法*の改正等により、各地域の電力会社にスマートメーター設置の計画を公表することが義務づけられ、東北電力株式会社では平成35年（2023年）度までにすべての需要家にスマートメーターを設置することを予定しています。このように、家庭用スマートメーターの普及に向けた取り組みは、国や電力会社の主導により進められていく見通しであることから、改訂版では環境目標の設定を見合わせることにします。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド車の台数は、性能の向上や車種の多様化などが進んでいるものの、目標達成には至っていません。運輸部門における温室効果ガス排出量は増加傾向にあることから、充電設備と合わせ、電気自動車やプラグインハイブリッド車のさらなる普及推進を図るとともに、水素を活用する燃料電池車の普及啓発等を通じて、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みをより一層強化していく必要があります。

環 境 施 策

◇再生可能エネルギーの安定供給と I C T の有効活用を推進します

- ・再生可能エネルギーの発電・需給状況等の見える化、情報提供の推進
- ・I C T を活用した省エネルギー化、低炭素化等の推進 【見直し】
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度や電力自由化などエネルギーの動向についての情報提供の推進 【追加】

◇環境にやさしい交通対策を進めます

- ・電気自動車・プラグインハイブリッド車、充電設備の普及の推進
- ・燃料電池自動車の普及啓発 【追加】
- ・公共交通機関網の充実及び利用促進

市では公用車に電気自動車を導入しています



市では、地球温暖化対策の一環として、地球にやさしい交通手段である電気自動車の普及推進を図っています。

また、電気自動車を公用車として導入し、災害時における非常用電源として役立てるほか、市民や観光客が利用できる急速充電器を市の施設に設置し、電気自動車が普及しやすい環境づくりを進めています。

日常生活や事業活動によって捨てられるごみ（廃棄物）は、焼却や埋め立て処分をする過程で多くの温室効果ガスを発生します。廃棄物の発生を減らすと、CO₂をはじめとする温室効果ガスの発生を減らすことができ、地球温暖化の防止につながります。

限りある資源に対する敬意の念が込められている「もったいない」の精神のもとに、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）の「3R」の取り組みを着実に進めます。

環境目標

	現状値 (平成22年 (2010年)度)	中間評価値 (平成27年 (2015年)度)	中期目標値 (平成30年 (2018年)度)	目標値 (平成35年 (2023年)度)
1日1人あたりのごみ排出量【見直し】	<旧統計> 1,070 g	<旧統計> 1,141 g	<旧統計> (平成27年度) 988 g	—
	<新統計> 1,222 g	<新統計> 1,276 g	—	<新統計> 1,031 g
リサイクル率【見直し】	15.8%	15.2%	(平成27年度) 17.0%	—
総リサイクル量【追加】	13,038 t	—	—	13,000 t 以上

※ 中期目標値は「市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）」（平成23年（2011年）3月策定）の目標年次である平成27年（2015年）度の目標値を記載しています。

※ 「市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年（2016年）4月策定）において、算出方法の見直しが行われたことに伴い、1日1人あたりのごみ排出量については新旧両方の統計で算出しております。また、同計画において、リサイクル率が参考値として把握されることになったことに伴い、改訂版では新たな環境目標を設定しました。

具体的な取り組み実績（平成26（2014）～29（2017）年度）

- 「一般廃棄物処理基本計画」の策定と推進
- ごみ減量化事業補助金事業（生ごみ処理機等設置補助金交付制度）の実施
- 学校給食施設等生ごみリサイクル事業（学校給食施設等からの生ごみの堆肥化）の実施
- レジ袋削減運動の推進
- 下水汚泥の有効利用（下水汚泥の堆肥化、汚泥発酵肥料「あいづ土根性」の配付）など

環境目標中間評価

□ごみの排出量及びリサイクル率は近年ほぼ横ばいの状況が続いており、中期目標値を達成することはできませんでした。ごみの減量化とリサイクルの推進にあたっては、市民や事業者の協力が不可欠であり、3Rや3キリ運動などの推進により、市民や事業者の意識醸成を図っていくとともに、リサイクルコーナーの設置や集団回収、店頭回収など、様々な方法でごみの減量化やリサイクルに取り組んでいくことが重要です。

環境施策

◇ごみの減量化（3R）を推進します

- ・ごみの分別排出徹底及びごみ減量の意識啓発
- ・事業系ごみの適正排出及び排出抑制の意識啓発
- ・生ごみ処理機等への補助
- ・学校給食の生ごみ減量の推進
- ・マイバッグ運動の推進
- ・リサイクルコーナーの充実
- ・集団資源物回収の促進（廃食用油など）
- ・古紙類やペットボトルの店頭回収の推進 【追加】

レジ袋の削減に関する協定

福島県では、ごみ減量、地球温暖化防止の取り組みのひとつとして、平成21年6月1日から県下一斉に「レジ袋の無料配布中止」や「マイバッグ運動」を推進しています。本市でも、市・事業者・消費者団体等の三者で協定を締結し、協働で取り組みを進めています。

マイバッグを
持って買い物へ



【取り組みの成果】

	平成21年（2009年）度 （協定締結前）	平成29年（2017年）度 実績
レジ袋辞退率	18.5%	82.9%
レジ袋使用枚数	17,456,100 枚	3,239,642 枚

■本市では、平成30年（2018年）11月現在、11団体（事業者7社、市民団体等4団体）とレジ袋削減に関する協定を結んでいます。

基本目標 4

第4章 環境保全をともに学び、 協働するまちをつくる

本市には、美しく豊かな自然と、先人によって培われてきた歴史・伝統・文化とそれらが調和した景観など、誇るべき資源が数多くあります。

わたしたちは、これらを後世に伝え、望ましい環境像を実現していくために、市民・事業者・行政等の多様な主体が手を携えながら、環境に配慮した生活や事業活動などに主体的・積極的に取り組む必要があります。

そのため、それぞれの主体が環境保全活動に対する意識を高め、行動できるよう、環境教育・学習を推進するとともに、情報提供や活動支援を行うなど、主体間の連携を図り、協働して環境の保全及び創造に取り組むまちをつくります。

個別目標 4－1 みんなで考え、みんなで学ぶまち

個別目標 4－2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち



◆ ポイ捨て・犬ふんマナー向上一斉啓発・清掃活動の様子



◆ 出前講座の様子

環境に関する問題は、地球温暖化や自然環境の破壊といった地球規模のものから、犬のふんの放置や空き缶のポイ捨てといったマナーに関する身近なものまで、幅広い分野にわたっています。

こうした環境問題に対する取り組みは、私たち一人ひとりが環境の現状を理解し、環境と日常生活や事業活動などを、どう調和させていくかが重要となります。そのためには、多くの人が普段から環境について学べる場があることが必要です。

本市では、市民ができることから取り組みを進めるために、環境について学び、スマートな生き方を考えていく機会を多くつくります。

環 境 目 標

	現状値 (平成24年 (2012年)度)	中間評価値 (平成29年 (2017年)度)	中期目標値 (平成30年 (2018年)度)	目標値 (平成35年 (2023年)度)
環境教室(子ども向け・市民向け)参加者数	117名	136名	300名	450名
環境関連の出前講座の実施回数	37回	17回	45回	50回

具体的な取り組み実績(平成26(2014)～29(2017)年度)

- 「市民と共生の森の会」支援事業(市民ボランティア団体への支援)の実施
- 森林環境学習事業(小中学校における森林環境学習)の実施
- 各種環境教室・出前講座の開催(自然環境教室、自然観察会、水環境講座、エコろうそくづくりなど)
- 環境関連イベント(環境フェスタ、ホタル祭り)の開催
- 環境関連図書などの資料整備
- 「会津若松市の環境」*の発行による情報提供
- 清掃指導員によるごみ排出指導の実施 など

環境目標中間評価

- 環境教室の参加者数については、毎年ほぼ横ばいの状況が続いており、中期目標を達成することはできませんでした。子どもから大人まで多くの人が環境について学べる場を創出することは、持続可能な社会を構築するためにも重要なことであり、今後は環境教室の内容や開催時期、開催方法などを再検討し、参加者の増加を図ることが必要です。

- 環境関連の出前講座については、生物多様性や水環境、地球温暖化、再生可能エネルギー

ギー、放射線などの環境問題から、廃棄物や下水処理など幅広いメニューを用意していますが、実施回数は減少傾向にあります。環境教室と同様、今後は出前講座のメニューの内容などを再検討するとともに、効果的な広報を行うことで実施回数の増加を図る必要があります。

環境施策

◇市民、事業者、市民団体等と連携し、環境学習を推進します

- ・学校版環境マネジメントシステムの運用や学校等における環境教育の充実
- ・出前講座や環境教室など家庭や地域における環境教育の充実
- ・省エネセミナー等による事業者向け情報提供の充実
- ・各種環境教室など、環境に触れながら学習する場の確保
- ・人材育成の場の確保

◇環境に関する情報を提供します

- ・冊子「会津若松市の環境」の発行による環境施策の実績等の公表
- ・市の広報媒体を活用した環境情報・イベント等の発信
- ・環境関連図書などの資料整備 【追加】

環境について学んでいます

市では、環境についての理解を深めていただくために、市民を対象とした環境教室を開催してきました。

環境教室では、再生可能エネルギーが設置された施設の見学をしたり、廃油を使った「エコろうそく」作りに挑戦したりしました。



再生可能エネルギー見学バスツアー



「エコろうそく」作り

皆さんの参加を
お待ちしております！



個別目標 4-2

協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

第7次総合計画における関連政策分野

2 2	低炭素・循環型社会
2 3	自然環境・生活環境
2 4	公園・緑地
3 4	景観

多様化・複雑化した環境問題には、行政だけでは解決困難な課題が多く含まれています。

さまざまな環境問題を解決し、周辺環境と調和したまちを目指していくためには、市民・事業者・市民団体と行政とがそれぞれの持つノウハウと強みを生かして、省エネルギーに配慮した生活や美しいまちづくりに向けた地域活動など、環境を良くするための取り組みを推進していくことが必要です。

本市では、こうした環境保全活動に取り組み、環境問題についての課題の共有や活動への支援等を行いながら、全員参加のまちづくりの輪を広げていきます。

環 境 目 標

	現状値 (平成 24 年 (2012 年) 度)	中間評価値 (平成 29 年 (2017 年) 度)	中期目標値 (平成 30 年 (2018 年) 度)	目標値 (平成 35 年 (2023 年) 度)
環境関連イベント (注) の参加者数	5,191名	4,296名	6,000名	7,000名
公園等緑化愛護会* 数【見直し】	84団体	80団体	85団体	85団体

(注) 環境関連イベント(市主催または人数が把握できるもの)…「環境フェスタ」*「ポイ捨て犬ふんマナー向上一斉清掃」「クリーン鶴ヶ城作戦」「河川クリーンアップ作戦」及び「湯川の一斉清掃」

※ 「市第7次総合計画」を踏まえ、公園等緑化愛護会数の中期目標値及び目標値を更新しました。なお、実態に合わせ、改訂時に現状値を修正しました。

具体的な取り組み実績(平成 26 (2014) ~ 29 (2017) 年度)

- 歴史的景観指定建造物の指定
- 道路敷地内の無電柱化(扇町土地区画整理事業)の実施
- 美しい会津若松景観賞の表彰
- 会津若松市環境大賞の表彰
- 「ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議」*による一斉清掃及び啓発活動
- 不法投棄監視員及び生活環境保全推進員によるパトロールの実施 など

環境目標中間評価

- 環境フェスタなどの環境関連イベントには、毎年数多くの市民や関係団体の参加がありますが、近年は参加者数が横ばいの傾向にあります。今後は、目標達成に向けて、市民や関係団体、事業者などへ効果的な広報を行い、参加呼びかけを行っていくことが必要です。

□公園等緑化愛護会では、町内会や老人会、子供会などにより結成され、地区の公園や緑地において、「美しいまちづくり」のため、自主的・主体的に花の植付や育成、草刈り等に取り組んでいます。今後は、広報誌での活動紹介などを通じて、市民協働の輪を広げ、各地区において愛護会の結成の機運を高めていく必要があります。

環 境 施 策

◇市民協働を推進します

- ・ 環境に対する情報共有の場や市民意見の反映の場づくり
- ・ 市民団体等と市が連携した地域の環境保全活動の推進
(環境美化推進協議会*、河川道路愛護会、公園等緑化愛護会、花と緑のスタッフなど)
- ・ 市民との協働による美しい景観づくりの推進

◇環境意識の醸成

- ・ 環境に関する市民向けイベントの開催
- ・ 環境に対する意識啓発の推進
- ・ 地域と市が一体となった巡回パトロール等によるまちの美化活動の推進

環境意識調査（平成30年（2018年）度実施）から

道のポイ捨てはなくなってきたけど、猪苗代湖や砂浜にゴミが落ちていることがあるので、皆が気をつけるようにしてほしいです。
(小学5年生)



みんなで環境を
良くしよう！

緑は多い方なのではないかと思いますが、下校中の道路で生ごみや犬ふんを見かけることがあったり、鶴ヶ城もごみがあるのを見かけたこともあったりするので、個人が環境を守るためのルールをしっかり守らなくてはと思いました。
(中学2年生)



環境フェスタについて

会津若松市環境フェスティバル実行委員会では、次代を担う子どもたちに、美しい自然、安全な地球、豊かで幸せな生活環境を残すため、環境保全等に関する啓発活動として、毎年、「環境フェスタ」を開催しています。

本市もその趣旨に賛同し、「環境フェスタ」開催の支援を行っています。



第 3 編 計画の推進に向けて

第1章 環境配慮指針

環境基本計画を推進し、望ましい環境像を実現していくためには、市民・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境に配慮した取り組みを行うことが必要です。

この章では、市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が事業活動を行っていくうえでの、具体的な環境へ配慮した行動を「環境配慮指針」（ガイドライン）として示しました。

一人ひとりが、できることから実践し、少しずつ積み重ねていくことで、本市全体として大きな成果につながっていきます。

■できることから実行しましょう

取り組みの難易度によってステップ1から3までに分かれています。どの項目から実践していただいてもかまいません。

「これならできる」「やってみたい」という行動を選んで、できるところから、継続して取り組んでいくことが重要です。



（市民ワークショップの様子）

やらされるのではなく、
楽しんでやることが
継続につながる！



■ 市民の声
（市民ワークショップより）

■できたことのチェック

また、この環境配慮指針は、自分たちがどれだけ取り組んでいるのかを確認するシートとしてもお使いください。

特に事業者においては、削減目標や努力目標を数値化して設定することや、年次計画を立てて実行することにより、より実践的な取り組みが可能となります。



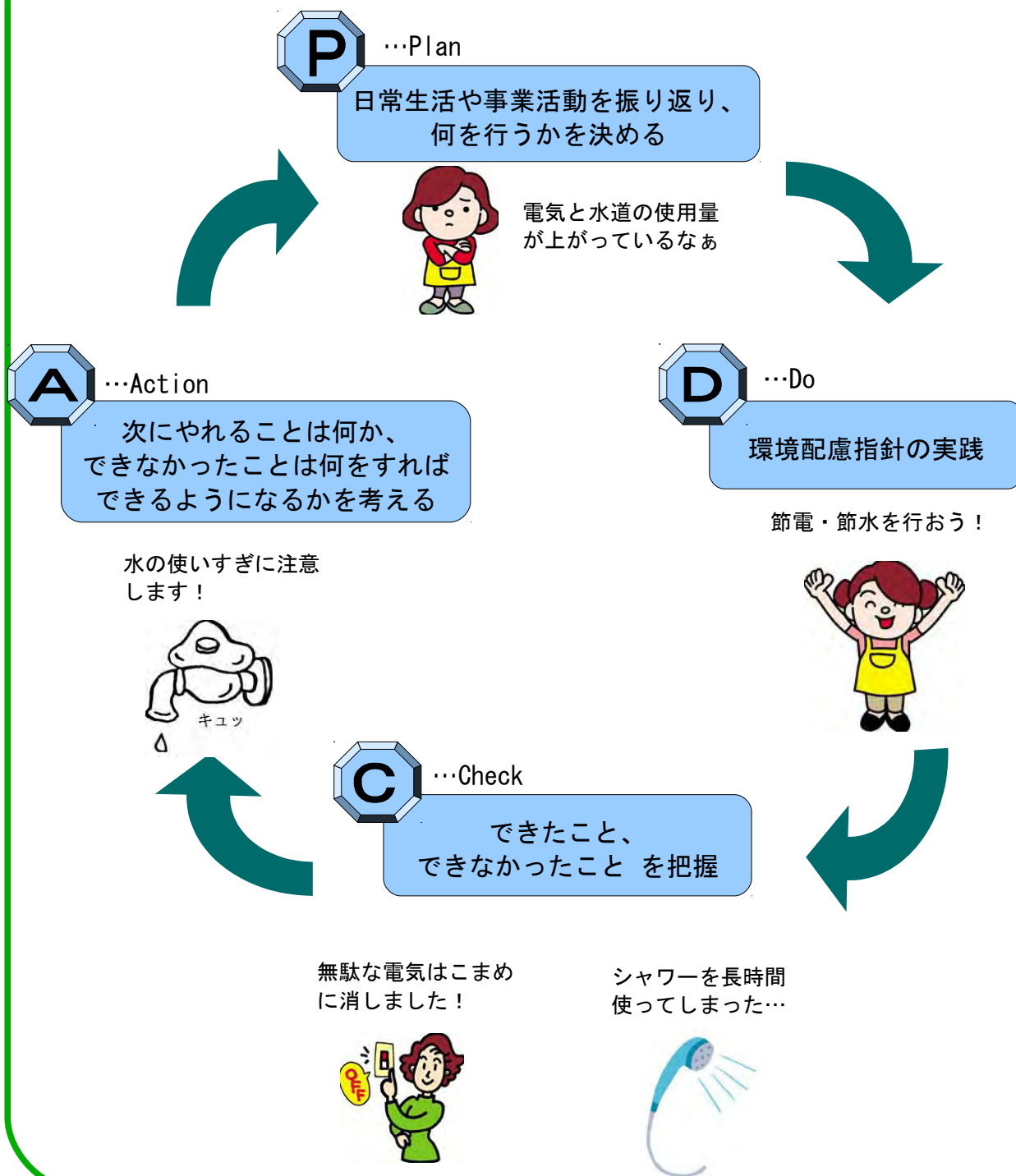
これまでは電灯の間引きなどで
節電を行っていました。
今後はLED照明の導入を
考えています。

■ 市民の声
（事業者アンケートより）



（新エネルギー等検討会議の様子）

環境配慮指針の活用方法



第1節 市民の環境配慮指針

わたしたちは、便利な生活と引き換えに、地球全体に大きな負担をかけていることを考え、ここに示されたこと以外にも、環境に配慮した行動に取り組んでいきましょう。

◎ステップ1

環境配慮の基本となる省エネや動植物の保護、マナーやモラルに関する取り組みなど、普段の生活ですぐに取り組めるものを示しました。

ちょっとした心づかいで、みんなが気持ちよく暮らせるまちにもつながります。

ステップ1

- ☐ エコドライブに取り組みます
- ☐ 節電・節水を行います
- ☐ ごみの分別排出を徹底し、減らすよう努めます
- ☐ マイバッグを持参し、レジ袋を断ります
- ☐ 放射線について正確な知識を得るよう努めます
- ☐ 野生の生物や植物を大切にし、持ち帰りません
- ☐ ペットは最後まで責任を持って飼育します
- ☐ できるだけ徒歩か自転車で移動します
- ☐ グリーン購入に努めます
- ☐ 古紙回収や廃食用油のリサイクルに取り組みます
- ☐ 犬ふんは持ち帰ります
- ☐ ポイ捨てはしません
- ☐ 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行います



町内会でも犬ふん放置や
ポイ捨てをしないように
呼びかけています！

■ 市民の声
(ワークショップより)

できるだけ自転車で
出かけるように
しています！



■ 市民の声
(ワークショップより)

◎ステップ2

買い物をするときには、その製品の必要性や品質、省エネ性能など環境にやさしい側面についても検討してみてください。

また、猪苗代湖の環境保全活動や地域の美化活動などへも、ぜひご参加ください。

美しい環境を守っていくためには、“誰かがやってくれる”ではなく、自分が積極的に実践していく必要があります。

ステップ2

- ☐ 省エネ家電の導入に努めます
- ☐ エコカーの購入や利用を推進します
- ☐ 公共交通機関の利用に努めます
- ☐ 地産地消に協力します
- ☐ 庭の緑化や地域の美化活動に取り組みます
- ☐ 環境フェスタなどの環境関連のイベントに参加します
- ☐ 猪苗代湖の環境保全活動へ参加します

◎ステップ3

住宅の新築や建て替えは、省エネ化をすすめる絶好の機会です。設備を交換するときも、環境に配慮した設備等の導入について、無理にならない範囲でご検討ください。

ステップ3

- ☐ 住宅の断熱改修や高効率な照明器具（LED照明など）を導入します
- ☐ 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを活用します
- ☐ HEMS*などの導入に努め、エネルギーの無駄をなくします
- ☐ 美しい景観づくりに努め、住宅の新築などの際には周辺環境と調和がとれるよう配慮します
- ☐ 生ごみの堆肥化を行います
- ☐ 植林活動や下草刈りなどの里山保全活動に参加します

第2節 事業者の環境配慮指針

事業活動は、その業種、業態や規模にかかわらず、環境へ何らかの影響を与えています。今日の環境問題を解決していくためには、「法的に必要な取り組み」を遵守していくことはもちろん、自主的・積極的に環境に配慮した取り組みを推進していくことが必要です。

また、環境に配慮した製品やサービスを提供していくことで、それを利用する市民も環境にやさしい生活が実践されるようになります。

こうした状況を踏まえながら、できるところから環境に配慮した取り組みを進めていくよう、ここに示されたこと以外にも、最新の技術革新等の動向を考慮し、より多くの取り組みを実践していきましょう。

◎法的に必要な取り組み

事業を行っていくうえで必要な、法令等に定められた取り組みです。

法的に必要な取り組み

- 排出ガス、排水、騒音、悪臭の法基準を守ります
- 化学物質による土壌汚染や地下水汚染の防止対策をします
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行います
- 廃棄物は適正に排出し、処分します
- 最大積載量を遵守します

◎ステップ1

環境配慮の基本となるステップで、普段の事業活動ですぐに取り組めるものを示しました。

従業員や経営者が日ごろから環境に対する意識を高め、継続した取り組みを行っていくことが重要となります。

ステップ1

- ☐ エコドライブに取り組みます
- ☐ ごみの分別排出を徹底し、減量を図ります
- ☐ マイバッグ推進や簡易包装などを積極的行います
- ☐ グリーン購入に努めます
- ☐ 地域での清掃活動に積極的に協力します
- ☐ 従業員が環境に関する知識を得られるよう研修を行います

◎ステップ2

事業活動や従業員数の規模に応じて、可能な限り環境への影響を低減していくことも必要ですが、これとあわせて、事業所の周辺に住む人たちが快適に暮らすための配慮や事業活動に対する理解を得ていくことも重要です。

ステップ2

- ☐ 食品残さや廃食用油のリサイクルを推進します
- ☐ 事業場の断熱化や照明の高効率化（LED照明などの導入）を進めます
- ☐ 再生資源物の利用に努めます
- ☐ 低公害車の導入に努めます
- ☐ 従業員の公共交通機関や自転車による通勤を促進します
- ☐ 敷地内の緑化に努め、景観に調和した建物や看板の整備に努めます
- ☐ リスクコミュニケーション*などを進めて、周辺の住民との良好な関係を築きます
- ☐ 猪苗代湖の環境保全活動に参加します

◎ステップ3

環境へ配慮した行動は、企業の社会的責任（CSR）の実践やSDGsの取り組みとも連動しており、その1つとして環境に配慮した行動を実践する企業も増えています。

また、省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入は、コスト面でメリットを受けることもありますので、省エネ診断等の活用により、様々な検証をすることが重要です。

ステップ3

- ☐ 開発にあたっては、自然環境保全や野生生物の生育環境に配慮します
- ☐ 物流システムの効率化を図ります
- ☐ 製品の耐久性の向上や補修により、製品の長寿命化に努めます
- ☐ 従業員の公共交通機関や自転車による通勤を促進します
- ☐ 環境マネジメントシステム*の構築を進め、省エネ型の経営を推進します
- ☐ 植林活動や下草刈りなどの里山保全活動を支援します
- ☐ 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入を推進します
- ☐ BEMS*などの導入に努め、エネルギーの使用を高効率化します
- ☐ 環境保全の取り組みについて、積極的に情報公開します
- ☐ 環境フェスタなどの環境関連のイベントに参加・協力します

第2章 計画の進行管理

第1節 計画の推進・管理体制

本計画に示された望ましい環境像の実現に向けて、計画の着実な推進を図るためには、庁内の体制とともに市民や事業者との協働により、取り組んでいくことが重要です。

そのため、それぞれの主体の連携を図り施策を総合的に推進できるよう、以下の推進体制等を位置づけます。

1 組織体制

(1) 環境管理委員会【市内部の推進体制】

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁横断的な組織として副市長を統括者とし、関係部局長により構成する「環境管理委員会」を設置しています。この委員会で市役所の各部局間の連携及び取り組みの調整を図り、総合的に取り組みを進めていきます。

(2) 環境審議会*【外部の調査・審議体制】（資料5）

環境の保全に関する基本的事項等について、調査審議するために設置しています。この審議会は、市民及び学識経験者、関係団体等で構成されており、市長は環境の状況や環境保全等について諮問や報告を行い、意見等を求めています。

(3) 新エネルギー等検討会議等【外部の推進体制】（資料10）

この計画を策定するにあたり、新エネルギー等に係る計画の内容の検討、状況の評価等について、意見を聴取することを目的とし、学識経験者、関連団体及び市民団体等で構成する「新エネルギー等検討会議」を設置しました。

今後は、当該会議の組織を基本としながら、他の関係団体や事業者等とのさらなる連携を図り、再生可能エネルギー導入や温室効果ガス削減について市と情報の共有化を行うことで、地域における取り組みを進めていきます。

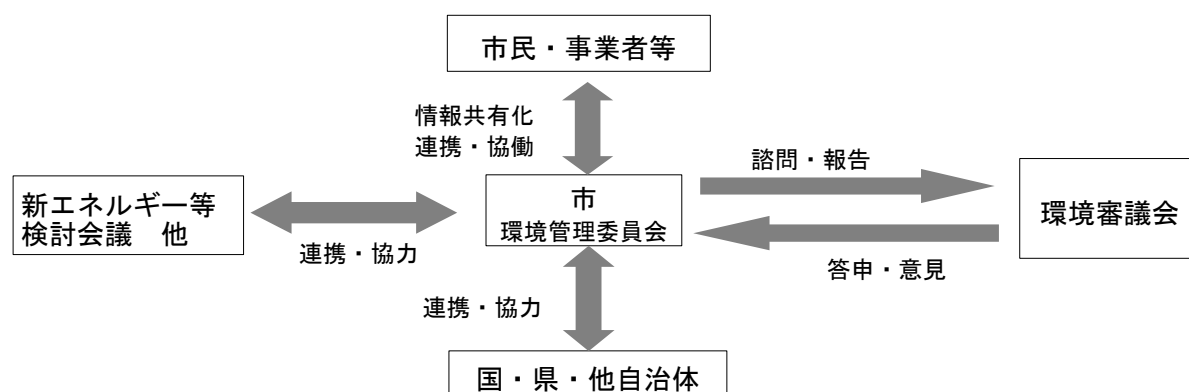
2 連携・協働体制のあり方

(1) 市民・事業者等との連携・協働体制の整備

環境基本計画の目標を実現するため、積極的に啓発活動を行い、各種情報の共有化を図りながら、市民・事業者や環境団体等との情報交換や事業の連携・協働を進めます。

(2) 広域的な連携・協力の推進

広域的な環境課題や地球環境問題等については、地方自治体の域を越えて相互に影響を及ぼし合うため、国、県や他の地方自治体との緊密な協力・連携を図ります。

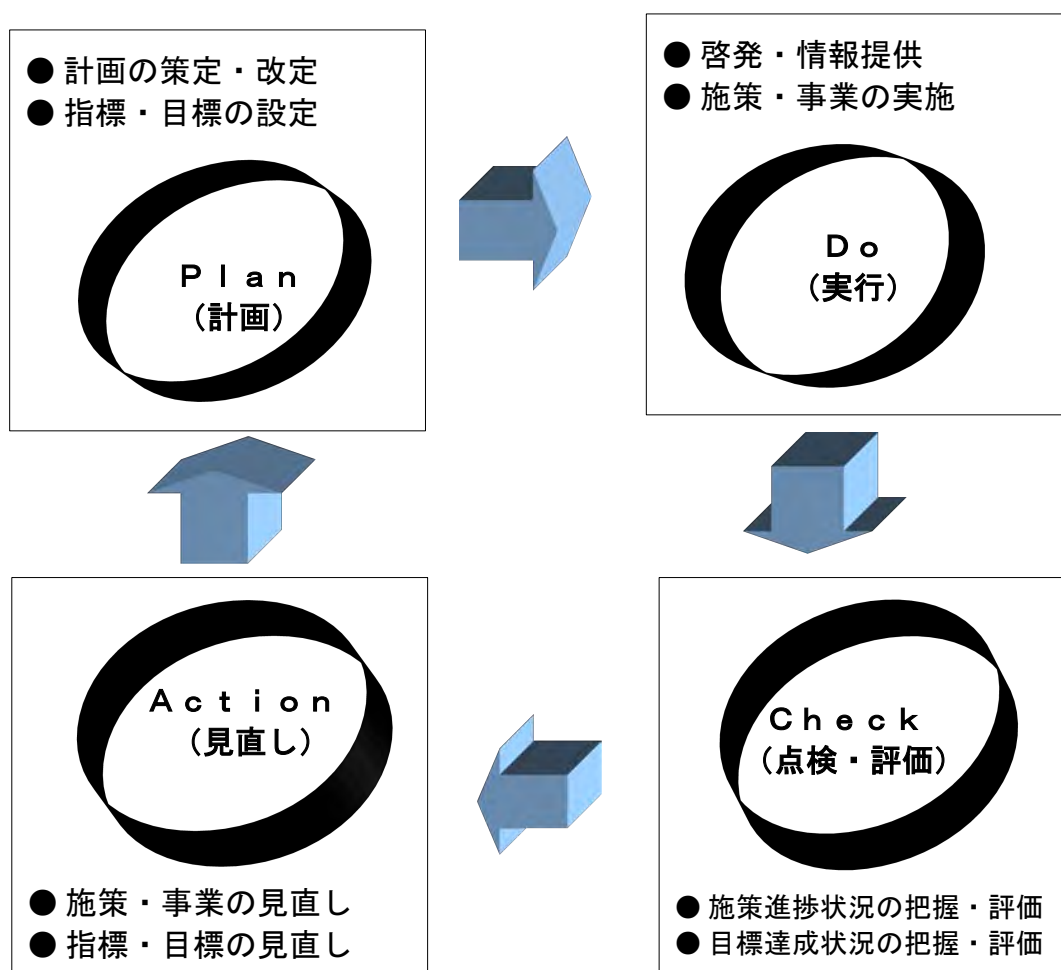


第2節 進行管理

本計画における施策を着実に推進し、環境目標の達成を目指していくためには、施策の進捗状況や目標に対しての到達度を把握し、その状況を評価し、評価結果を計画の見直しや施策、目標の見直しにつなげる継続的改善の仕組み（環境マネジメントシステムのPDCAサイクル*）に基づき、計画の進行管理を行います。

進行管理の流れ

- 1 実施計画の策定
本計画に掲げられた環境施策事業について、当該年度の実施計画を作成します。
（環境マネジメントシステムによる分類1の取り組み*）
- 2 環境施策等の取り組み推進
年次実施計画に基づき、環境施策の取り組みを市民・事業者とともに推進します。
- 3 取り組み状況の点検・評価
各施策の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、年次報告書を取りまとめ、市民・事業者等へ公表するとともに、環境審議会等に報告するなど、意見や提言を踏まえ、「環境管理委員会」で評価を行います。
- 4 事業等の見直し
点検、評価の結果を基に、取り組み内容等の見直しを行い、次年度の実施計画に反映します。



資料編

【資料 1】会津若松市環境基本条例

平成 9 年 3 月 28 日
会津若松市条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等（第 10 条—第 14 条）

附則

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市におけるより質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の健康で文化的な生活を確保するため、次章及び第3章に規定する環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障の防止に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保並びに良好な景観の創造と保全及び歴史的文化遺産の保全を図ること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。

(5) 地球環境保全及び環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定及び公表)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等

(情報の収集)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に収集するものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に提供するものとする。

(環境教育及び学習の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図り、すべての者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

【資料 2】会津若松市生活環境の保全等に関する条例

平成 12 年 3 月 31 日
会津若松市条例第 16 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 市、事業者及び市民の責務（第 3 条—第 10 条）
- 第 3 章 公害の防止（第 11 条—第 15 条）
- 第 4 章 ポイ捨て等の禁止（第 16 条—第 26 条）
- 第 5 章 都市型及び生活型公害の防止（第 27 条—第 30 条）
- 第 6 章 地球環境保全のための努力義務（第 31 条・第 32 条）
- 第 7 章 補則（第 33 条—第 39 条）
- 第 8 章 罰則（第 40 条—第 44 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、会津若松市環境基本条例（平成 9 年会津若松市条例第 18 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全及び創造を図ることをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器で規則で定めるものをいう。
- (7) 持帰り飲食料品 屋外において容易に飲食できる飲食料品であって、これを収納する容器その他これに類する物が捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (8) 公共の場所等 公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。
- (9) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (10) 自転車の放置 公共の場所等において、自転車の利用者等（利用者、所有者及び管理者をいう。以下同じ。）が自転車から離れてこれを直ちに移動することができない状態をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共用に供される水路（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 4 号に規定する流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）、会津若松市農業集落排水処理施設条例（平成 10 年会津若松市条例第 26 号）第 3 条第 1 項に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。）をいう。

- (12) 小規模焼却炉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設以外の焼却施設をいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (14) 野焼き 一般廃棄物を処理することを目的として、焼却施設を用いずに一般廃棄物を焼却することをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (16) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

第2章 市、事業者及び市民の責務

（市の責務）

第3条 市は、公害を未然に防止する等生活環境の保全等に努め、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

（施設の整備）

第4条 市は、生活環境の保全等のため、必要な施設の整備に努めなければならない。

（調査、監視及び公表）

第5条 市は、生活環境の保全等のため、市域の生活環境に関する必要な調査、監視及び研究に努めなければならない。

2 市は、前項の調査等を迅速かつ的確に行うために必要な測定機器、施設及び組織の効果的な整備に努めなければならない。

3 市は、第1項の調査等の結果明らかになった市域の生活環境の状況を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第6条 市は、公害及び生活環境の悪化に関する苦情があつたときは、その実情を調査し、必要に応じ県その他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めなければならない。

（市民意識の啓発）

第7条 市は、生活環境の保全等のため、市民に対して生活環境の保全等に関する知識の普及及び意識の啓発に努めなければならない。

（環境保全協定）

第8条 市は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断し、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する事業者に対し、環境保全協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の規定による協定締結の申入れがあつたときは、これに応じなければならない。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、生活環境の保全等のため、事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理するとともに、公害その他市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかにその解決に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第10条 市民は、生活環境の保全等のため、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めな

ればならない。

- 2 市民は、生活環境の保全等に関する取組を自ら積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第3章 公害の防止

(公害防止計画の提出命令)

第11条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

(計画変更命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないときと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずることができる。

(実施命令)

第13条 市長は、事業者が第11条第1項の規定により提出した防止計画又は前条の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずることができる。

(緊急時の協力要請等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は排出水の量の減少について協力を求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
 - (2) 異常な渇水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- 2 事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、速やかにばい煙又は排出水の量の減少について適切な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、これらの公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
 - (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに当該事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

第4章 ポイ捨て等の禁止

(ごみ持帰りの努力義務)

第16条 何人も、屋外において自ら発生させたごみを持ち帰り、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第17条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(回収容器の設置義務等)

第18条 自動販売機による飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 持帰り飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなけれ

ばならない。

（自動販売機の設置届出義務等）

第19条 自動販売機による飲食料品の販売者は、その設置する自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）ごとに、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者（その地位を承継した者を含む。以下「届出者」という。）は、届出事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 届出者は、当該自動販売機の設置を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第20条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 届出者は、当該自動販売機の見やすい箇所に届出済証を付しておかなければならない。

3 届出者は、当該届出済証を忘失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（宣伝物の散乱防止）

第21条 公共の場所等において宣伝物、印刷物その他の物（以下この条において「宣伝物」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱したときは、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

（犬のふんの放置の禁止）

第22条 犬の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。

（自転車の放置の禁止）

第23条 何人も、公共の場所等（駐輪場を除く。次条において同じ。）において自転車の放置をしてはならない。

（自転車の放置に対する措置）

第24条 市長は、公共の場所等に自転車が放置されている場合において、良好な生活環境を保持するために必要があると認めるときは、当該自転車の利用者等が自ら当該自転車を駐輪場その他の適切な場所に移動すべき旨の警告書を当該自転車に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。

（保管した自転車の措置）

第25条 市長は、前条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月（次項において「保管期間」という。）を経過してもなお、利用者等が引き取らない自転車又は利用者等が不明の自転車の所有権は、市に帰属する。

3 市長は、保管期間の経過前においても、第1項の規定による告示の日から相当な期間を経過してもなお当該自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車について売却、廃棄等の処分をすることができる。

（空き地の適正管理）

第26条 空き地の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、当該空き地の雑草、枯れ草等を除去し、清潔の保持に努めることにより、近隣住民の生活環境を損なわないよう当該空き地を適正に管理しなければならない。

第5章 都市型及び生活型公害の防止 （公共用水域の水質汚濁の防止）

第27条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、洗剤等を適正に使用し、調理くず、食用油、残飯等を公共用水域に流入させないように努めなければならない。

(小規模焼却炉による自家焼却の自粛)

第28条 何人も、小規模焼却炉による一般廃棄物の自家焼却の自粛に努めなければならない。

(野焼きの禁止)

第29条 何人も、一般廃棄物の野焼きを行ってはならない。

(迷惑騒音等の発生防止)

第30条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

第6章 地球環境保全のための努力義務

(地球環境保全のための努力義務)

第31条 何人も、生活環境の保全等に関する取組に当たり、地球環境保全が重要であるとの意識を持ち、節電、節水、リサイクル等を推進し、環境への負荷の少ない生活様式の確立に努めなければならない。

(自動車等の利用者等の努力義務)

第32条 自動車等の利用者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転に心がけるとともに、不必要なアイドリングをしないこと及び公共交通機関、自転車等を利用することにより自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動を低減し、地球環境保全に努めなければならない。

第7章 補則

(生活環境保全推進員)

第33条 市長は、第4章及び第5章に規定する事項の達成を図るため、生活環境の保全等に関する情報の収集、提供、啓発、指導その他の活動を行う生活環境保全推進員を置くものとする。

(生活環境保全重点区域の指定)

第34条 市長は、生活環境の保全等のため、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置及び自転車の放置を特に防止する必要があると認める区域を生活環境保全重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定した区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(立入調査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、公害を発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる工場若しくは事業場、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地、犬のふんが放置されている土地、適正な管理が行われていない空き地又は一般廃棄物の野焼きが行われている土地に立ち入り、当該施設又は設備その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第36条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第37条 市長は、第18条第1項、第19条第1項若しくは第2項、第21条、第26条又は第29条の規定に違反している者に対し、規則で定めるところにより、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第38条 市長は、公共の場所等において第17条の規定に違反してポイ捨てをした者に対し、規則で定めるところにより、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、公共の場所等において第22条の規定に違反して犬のふんを放置した者に対し、規則で定めるところにより、ふんの回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第40条 第13条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第35条第1項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第43条 第38条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(会津若松市公害防止条例の廃止)

2 会津若松市公害防止条例（昭和48年会津若松市条例第27号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、報告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、報告その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に自動販売機を設置し飲食料品を販売する者に対する第19条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成12年10月31日までに」とする。

【資料3】策定経過

1 第2期環境基本計画の策定経過（平成24年度～平成25年度）

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成24年度	5月1日	第1回環境審議会	・新計画策定に関する説明
	7月～9月	市民環境意識調査 (アンケート)	・市 民：対象1,000名、回答418名、期間8/27～9/7 ・区 長：対象 505名、回答306名、期間8/31～9/7 ・児童生徒：対象 752名、回答694名、期間7/13～7/20 ・保護者：対象 752名、回答616名、期間7/13～7/20 ・教 員：対象 563名、回答465名、期間9/3～9/19
	10月11日	第1回市民ワークショップ	・前計画の総括 (大気汚染、騒音、放射線等に関すること)
	10月25日	第2回市民ワークショップ	・前計画の総括 (動植物の保護、水質汚濁、ポイ捨て等に関すること)
	11月8日	第3回市民ワークショップ	・前計画の総括 (省エネ、新エネルギーの推進、ごみ減量、リサイクル等に関すること)
	11月29日	第4回市民ワークショップ	・前計画の総括（第1回～第3回までのまとめ）
	12月20日	第5回市民ワークショップ	・基本目標の方向性、取り組み内容の検討
平成25年度	4月	事業者環境意識調査 (アンケート)	・事業者：対象3,600社、回答144社、期間4/5～4/30
	5月31日	第1回環境管理委員会	・策定方針説明、環境管理委員会の組織体制説明
	6月5日	第1回環境審議会	・昨年度の経過報告、策定スケジュールの説明
	7月19日	第1回環境管理委員会幹事会	・計画策定の概要、前計画の総括
	8月1日	第1回新エネルギー等検討会議	・スマートシティ、エネルギーに関する講演、 市域の温室効果ガス排出に対する意見交換
	8月5日 ～ 8月26日	事業者ヒアリング	・対象：市内15事業所 環境負荷低減の取り組み内容、社内の推進体制、 推進にあたっての課題等をヒアリング
	8月23日	第2回環境管理委員会幹事会	・計画の基本理念、個別目標の検討
	8月27日	第2回新エネルギー等検討会議	・各社の環境に対する取り組み報告、事業者の配 慮指針の検討、事業者ヒアリング中間報告
	9月18日	文教厚生委員会協議会	・計画策定状況の報告
	9月27日	第3回新エネルギー等検討会議	・温室効果ガスの削減目標値、再生可能エネル ギーの導入目標値、事業者の配慮指針に対する 提言内容まとめ

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成25年度	10月15日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会2	・生態系、野生生物、生物多様性、自然環境等に関する検討
	10月16日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会3	・資源循環、エネルギー、廃棄物、地球環境保全、環境負荷低減に関する検討
	10月16日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会4	・市民協働、パートナーシップに関する検討
	10月17日	第3回環境管理委員会幹事会 分科会1	・公害防止、健康保護、生活環境保全に関する検討
	10月30日	第4回環境管理委員会幹事会	・全体まとめ、素案の決定
	11月20日	第3回環境管理委員会	・素案説明、内容検討
	11月26日	庁議	・素案説明、内容検討、原案の決定
	12月13日	文教厚生委員会協議会	・原案説明
	12月～1月	パブリックコメント	・原案に対する市民意見の聴取
	1月21日	第2回環境審議会	・原案説明、計画全般についての審議
	2月12日	第3回環境審議会	・諮問、計画全般についての審議
	3月7日	第4回環境審議会	・答申内容についての協議
	3月17日	答申	・諮問に対する審議結果について

2 第2期環境基本計画（改訂版）の策定経過（平成30年度）

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成30年度	4月～5月	環境意識調査（アンケート）	・市民：対象1,000名，回答317名，期間4/27～5/25 ・区長：対象506名，回答244名，期間4/27～5/25 ・児童生徒：対象739名，回答612名，期間4/27～5/25 ・保護者：対象739名，回答641名，期間4/27～5/25 ・教員：対象506名，回答437名，期間4/27～5/25 ・事業者：対象3,750社，回答99社，期間4/4～5/18
	5月30日	第1回環境審議会	・新委員委嘱 ・基本計画、改訂スケジュールの説明
	6月7日	第1回環境管理委員会	・改訂方針、改訂スケジュールの説明
	10月18日	第1回環境管理委員会幹事会	・改訂版素案の協議・調整

年次	月 日	実施項目	実施内容
平成 30 年度	2月4日	庁議	・改訂版素案の審議、決定
	2月8日	第2回環境管理委員会	・改訂版素案の審議、決定
	同日	文教厚生委員会協議会	・改訂版素案の説明 ・パブリックコメント実施について
	2月～3月	パブリックコメント	・改訂版素案に対する市民意見の聴取
	3月15日	第2回環境審議会	・諮問 ・改訂版素案の説明、改訂版素案についての審議
	3月20日	第3回環境審議会	・答申内容についての審議
	3月27日	答申	・諮問に対する審議結果について

【資料４】 諮問・答申

1 第２期環境基本計画への諮問・答申

諮 問 書

25 環 第 1259 号

平成 26 年 2 月 12 日

会津若松市環境審議会

会長 渡部 洋子 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市第２期環境基本計画について（諮問）

会津若松市第２期環境基本計画を別紙のとおり策定することについて、会津若松市環境審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成 26 年 3 月 17 日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 渡部 洋子

会津若松市第２期環境基本計画について（答申）

平成 26 年 2 月 12 日付け 25 環第 1259 号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市環境審議会条例第２条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

答 申

今日の環境問題は、これまでの公害問題に加え、近隣騒音や廃棄物の増大などの日常生活に密接した問題、さらには地球温暖化やエネルギー問題、そして、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散やPM2.5の越境飛来など、広範化・複雑化しています。

一方、快適で豊かな暮らしを維持することや、地域経済の活力再生に向けた取り組みの推進も不可欠であり、地球環境の保全や様々な公害等に対応し、豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐことと、調和を図っていくことが求められています。

このような中で、当審議会に諮問された「会津若松市第2期環境基本計画」は、会津若松市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、本市の環境行政の最も基本となる計画であると同時に、市民や事業者の環境配慮指針を示すものでもあることから、諮問された原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、

- 1 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策が示されていること
- 2 環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するために必要な事項が定められていること
- 3 「市民・事業者環境意識調査」や「市民ワークショップ」、「新エネルギー等検討会議」などから得られた市民や事業者の意見が反映されていること

などから、当審議会といたしましては、計画の内容を適切であると認めるものであります。

今後は、別紙「附帯意見」について十分に配慮いただきながら、市民及び事業者との協働をさらに推進し、本計画の実現に向け努力されるよう切望するものであります。

【 附 帯 意 見 】

1 計画の浸透

計画は、市民や事業者に広く理解・共有される必要があることから、概要版の作成や出前講座の開催などによる積極的な周知に取り組まれない。

なお、概要版等の作成にあたっては、市民にわかりやすいものとなるよう、できるだけ平易な表現やイラスト等の活用を図られたい。

2 市民・事業者における環境に配慮した取り組みの推進

計画を推進させるためには、市民や事業者が、それぞれの強みやノウハウを生かして、環境に配慮した行動をとることが重要になる。そのため、取り組み状況が確認できるチェックシートの活用や補助制度等の情報提供など、市民や事業者が実践しやすい環境づくりに取り組まれない。

3 「スマートなまち」の推進

環境学習や環境保全活動等による環境意識の高揚や、再生可能エネルギー・ICT等の活用を推進し、自然環境と日常生活・事業活動が両立した社会をつくるために、市民・事業者・行政が一体となって取り組まれない。

4 目標達成状況の共有化

望ましい環境像を実現するためには、定期的に環境目標や環境施策の達成状況等を把握し、共有化することが不可欠であることから、その状況等を、目標設定期間にこだわらず短期的に取りまとめ、公表されたい。

2 第2期環境基本計画（改訂版）への諮問・答申

諮 問 書

30 環 第 1207 号
平成31年3月15日

会津若松市環境審議会
会長 左 一八 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）について（諮問）

会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）を別紙のとおり策定することについて、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成31年3月27日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 左 一八

会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）について（答申）

平成31年3月15日付け30環第1207号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

答 申

今日の環境問題は、私たちの身の回りの自然環境や生活環境の問題から、地球温暖化対策や資源・エネルギー問題など広範に及び、多様化・複雑化している中、その解決に向けては、環境と社会との共生・持続可能性の仕組みづくりが求められています。

こうした中、現行の「会津若松市第2期環境基本計画」の策定以降、地球温暖化防止に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、日本を含むすべての条約締結国に温室効果ガス排出量削減が義務づけられたほか、国内でも、電力の小売全面自由化や新たなエネルギー基本計画の策定など、本市を取り巻く状況は大きく変化しました。

本市においても、「低炭素・循環型社会」の構築や「自然環境・生活環境」の保全を政策の柱の一つとする「会津若松市第7次総合計画」が策定されたところであり、快適で豊かな暮らしを維持し、地域経済の活力再生や地方創生に向けた取り組みを推進するとともに、先人たちが残してくれた豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが必要です。

こうした認識のもと、当審議会に諮問された「会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）」（以下「改訂版」という。）の原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本改訂版は、

- 1 環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進するために必要な事項が定められていること
- 2 現行の「会津若松市第2期環境基本計画」における環境目標の進捗や市民等への環境意識調査の結果を総括し、加えて、「パリ協定」による温室効果ガスの排出量削減をはじめとする、環境を取り巻く新たな課題や社会経済情勢の変化に対応していること
- 3 市民や事業者、市民団体等との連携・協働の推進が定められていること

などから、当審議会といたしましては、改訂版の内容を適切であると認めるものであります。

今後は、別紙「附帯意見」について十分に配慮いただきながら、改訂版が掲げる望ましい環境像の実現に向け、努力されるよう切望するものであります。

【 附 帯 意 見 】

1 「低炭素・循環型社会」構築に向けた取り組みの強化

「会津若松市第7次総合計画」において、政策の柱の一つに掲げられている「低炭素・循環型社会」の構築に向け、市民や事業者、市民団体等との連携・協働のもと、再生可能エネルギーや電気自動車等の普及促進、省エネルギー化や3Rのさらなる推進など、その取り組みを強化されたい。

2 水素エネルギーの利活用の検討促進

国では、「第5次エネルギー基本計画」において、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけており、県内外で水素ステーションの設置や燃料電池自動車の普及、コージェネレーション（熱電併給）システムの構築など、さまざまな取り組みが進められています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、最新の知見の情報収集に努めながら、水素エネルギーの利活用についてさらなる検討を進められたい。

【資料5】環境審議会委員名簿

1 第2期環境基本計画策定時

任期：平成24年5月1日から平成26年4月30日まで

役職名	氏 名	所属団体等
会長	渡 部 洋 子	会津若松市区長会 (副会長)
副会長	田 中 政 巳	公立大学法人会津大学短期大学部 (食物栄養学科 教授)
委員	今 井 亨 英	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	齋 藤 記 子	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	岩 橋 ひろみ	J Aあいづ女性部若松支部 (支部長)
委員	新 城 希 子	会津若松商工会議所女性会 (副会長)
委員	青 木 くみ子	会津若松市環境フェスティバル実行委員会 (副委員長)
委員	田 代 圭	福島県弁護士会会津若松支部 (会津鶴城法律事務所)
委員	遠 藤 仁 志	東北電力株式会社会津若松支社 (副支社長)
委員	石 綿 吉 男	会津若松市立小中学校長協議会 (松長小学校校長)
委員	池 田 鉄 哉	国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 (所長)
委員	齋 藤 善 隆	福島県会津地方振興局 (県民環境部長)

※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は委嘱時による。

2 第2期環境基本計画（改訂版）策定時

任期：平成30年5月30日から平成32年5月29日まで

役職名	氏 名	所属団体等
会長	左 一 八	公立大学法人会津大学短期大学部 (食物栄養学科 教授)
副会長	鈴 木 仁 子	J A会津よつば女性部若松支部 (支部長)
委員	新 山 敦 司	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	渡 辺 隆 子	環境に関心を持つ市民 (公募)
委員	大須賀 睦美	会津若松商工会議所女性会 (副会長)
委員	佐藤 さつき	会津若松市環境フェスティバル実行委員会 (実行委員)
委員	石 田 実	会津若松市区長会 (副会長)
委員	山 田 雄 三	福島県弁護士会会津若松支部 (リンクス法律事務所)
委員	井 関 智	東北電力株式会社会津若松支社 (副支社長)
委員	古 川 徹	会津若松市立小中学校長協議会 (湊小学校校長)
委員	柳 正 市	国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 (所長)
委員	室 井 達 雄	福島県会津地方振興局 (県民環境部長)

※敬称略、委員順不同、団体名・役職名は委嘱時による。

【資料 6】主な環境施策一覧

基本目標 1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
１－１ 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち		
有害物質の環境への排出を防ぎます		大気汚染・水質汚濁・土壌汚染の防止に向けた啓発
		家庭での灯油流出の防止に向けた啓発 【追加】
		環境保全協定、事業所パトロール等による公害の未然防止に向けた監視
		大気汚染状況（県測定）の継続的な確認と情報発信
		自動車等の排出ガスの抑制
有害物質による健康被害を防ぎます		水道水及び地下水の水質監視
		下水終末処理場における排水の適正な維持管理
		有害物質に関する情報収集と提供
１－２ 環境と生活スタイルが調和した快適なまち		
生活排水対策を推進します		河川の水質の継続監視
		下水道及び合併処理浄化槽への接続・転換の促進
		生活排水による水質汚濁の低減に向けた啓発
騒音・振動対策を推進します		騒音規制法・振動規制法及び県条例に基づく届出の徹底
		環境騒音の測定などによる監視の強化
		生活騒音の防止に向けた啓発
悪臭対策を推進します		事業所への立入調査・指導の強化
		側溝などの悪臭防止に向けた啓発
その他、良好な生活環境の維持を推進します		野焼き等防止に向けた啓発
１－３ 放射能の不安のない安心なまち		
放射線量や放射性物質等を調査、監視します		飲料水や農作物、給食食材等のモニタリング調査による放射性物質の監視と情報収集
		環境放射線調査による放射線量の監視
		簡易放射線測定器等の貸出
市民へ正しい情報を発信します		各種広報媒体を活用した情報発信
		出前講座等を活用した情報発信

基本目標２ 緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容	
2－1 豊かな自然環境を守り、育てるまち			
	生態系に配慮した土地利用を行います	開発行為に対する適正な指導	
		ほ場整備事業等における生態系への配慮	
	森林の保全と活用を図ります	森林病虫害等防除事業の促進	
		治山事業の推進	
		森林整備計画による適正な指導	
	豊かな緑と水辺地を保全、創出します	赤井谷地の保全	
		天然記念物の調査・保存	
		景観助成制度等による巨樹・巨木の保存	
		公共施設や事業所における緑化推進	
		都市公園の整備	
		野生生物を適正に保護します	野生生物の生息環境等の保全
			阿賀川などの河川環境等の整備
			外来種対策の推進
2－2 美しい里山と農地を守り、活かすまち			
	里山を保全します	間伐や下刈りの推進	
		中山間地における荒廃農地の発生抑制	
	農地を保全します	環境保全型農業の推進	
		荒廃農地の解消、農地の利用集積化等の推進	
	農業・農村体験ができる場をつくります	市民農園等の普及推進	
		グリーンツーリズム等の推進	
2－3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち			
	自然汚濁・面的汚濁を低減します	森林整備の推進	
		環境保全型農業の推進	
	人為汚濁を低減します	高度処理合併浄化槽及び農業集落排水施設による生活排水処理事業の推進	
		湖水面利用に係るPR活動	
		キャンプ場利用者への啓発活動	
	水辺環境の保全・整備促進を図ります	猪苗代湖環境保全推進連絡会等との連携による湖岸清掃の実施	
		崎川浜の浄化槽整備及び維持管理	
	市民参加による水環境保全活動の活性化に努めます	ボランティアによる水環境保全活動への参加呼びかけ	
	水環境保全思想の啓発促進、地域交流・水文化の形成に努めます	猪苗代湖の水環境講座の実施	
	水環境保全に関する調査研究等の充実に努めます	水質調査の実施	

基本目標3 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
3－1 再生可能エネルギーの地産池消ができるまち		
	小水力発電を推進します	民間事業者による小水力発電施設設置の推進と環境保全対策の実施 【見直し】
	バイオマスエネルギーの活用を推進します	民間事業者によるバイオマス発電・バイオマス熱利用の推進と環境保全対策の実施
		バイオマス発電によって発電した電気の公共施設での利用 生ごみ、下水汚泥、廃食用油、間伐材の活用推進
	太陽エネルギー利用を推進します	住宅用太陽光発電設備・蓄電設備の普及促進 【見直し】
		公共施設への太陽光発電・太陽光熱設備・蓄電設備導入促進 【見直し】
		民間事業者による太陽光発電設備設置の推進と環境保全対策の実施 【見直し】
	風力エネルギー利用を推進します	民間事業者による風力発電施設設置の推進と環境保全対策の実施
	温度差熱利用を推進します	道路等への温度差熱利用による融雪設備の導入促進
		公共施設への温度差熱利用設備導入促進
		温泉や工場などの廃熱活用の検討
	その他の未利用エネルギーの利用を検討します	地熱バイナリー、雪氷、その他の未利用エネルギーの活用検討
		水素エネルギーの活用検討 【追加】
	自然環境と事業活動の調和を図ります 【追加】	再生可能エネルギーに関する情報提供、情報収集の強化
		再生可能エネルギー施設における環境保全等に係る取り組みの促進
		再生可能エネルギーに取り組む事業者等との意見交換の場の設置
3－2 みんなでCO ₂ を減らすまち		
	建築物や住宅における省エネを推進します	省エネ診断等の活用推進
		高効率設備や省エネ型機器の普及啓発 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発 【追加】
	省エネ型の生活を推進します	家庭版及び学校版環境マネジメントシステムの推進
		節電・節水等の省エネ活動の普及啓発
		省エネ型商品の普及促進
		エコドライブの推進 「福島議定書事業」、「エコチャレンジ事業」への参加促進 【追加】
3－3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち		
	再生可能エネルギーの安定供給とICTの有効活用を推進します	再生可能エネルギーの発電・需給状況の見える化、情報提供の推進
		ICTを活用した省エネルギー化、低炭素化等の推進 【見直し】
		再生可能エネルギー固定価格買取制度や電力自由化などエネルギーの動向についての情報提供の推進 【追加】
	環境にやさしい交通対策を進めます	電気自動車・プラグインハイブリッド車、充電設備の普及の推進
		燃料電池自動車の普及啓発 【追加】
		公共交通機関網の充実及び利用促進

3-4 「もったいない」が息づくまち		
ごみの減量化（3R）を推進します		ごみの分別排出徹底及びごみ減量の意識啓発
		事業系ごみの適正排出及び排出抑制の意識啓発
		生ごみ処理機等への補助
		学校給食の生ごみ減量の推進
		マイバッグ運動の推進
		リサイクルコーナーの充実
		集団資源物回収の促進（廃食用油など）
		古紙類やペットボトルの店頭回収の推進 【追加】

基本目標4 環境保全をともに学び、協働するまちをつくる

個別目標	環境施策	施策の内容
4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち		
市民、事業者、市民団体等と連携し、環境学習を推進します		学校版環境マネジメントシステムの運用や学校等における環境教育の充実
		出前講座や環境教室など家庭や地域における環境教育の充実
		省エネセミナー等による事業者向け情報提供の充実
		各種環境教室など、環境に触れながら学習する場の確保
		人材育成の場の確保
環境に関する情報を提供します		冊子「会津若松の環境」の発行による環境施策の実績等の公表
		市の広報媒体を活用した環境情報・イベント等の発信
		環境関連図書などの資料整備 【追加】
4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち		
市民協働を推進します		環境に対する情報共有の場や市民意見の反映の場づくり
		市民団体等と市が連携した地域の環境保全活動の推進（環境美化推進協議会、河川道路愛護会、公園等緑化愛護会、花と緑のスタッフ等）
		市民との協働による美しい景観づくりの推進
環境意識の醸成		環境に関する市民向けのイベントの開催
		環境に対する意識啓発の推進
		地域と市が一体となった巡回パトロール等によるまちの美化活動の推進

【資料 7】環境基準・規制基準について

1. 大気について

(1) 大気汚染に関する環境基準

二酸化硫黄*	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm* 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和48.5.16告示)
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭和48.5.8告示)
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(昭和48.5.8告示)
二酸化窒素*	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和53.7.11告示)
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(昭和48.5.8告示)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。(平成9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。(平成30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。(平成9.2.4告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(平成13.4.20告示)
ダイオキシン(大気)	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11.12.27告示)
【備考】 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。 ○ 大気汚染に係る環境基準…平成8年環境庁告示第73号(最終改正) ○ 二酸化窒素に係る環境基準…平成8年環境庁告示第74号(最終改正) ○ 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準…平成13年環境省告示第30号(最終改正) ○ ダイオキシン類に係る環境基準…平成21年環境省告示第11号(最終改正) ○ 微小粒子状物質に係る環境基準…平成21年環境省告示第11号(最終改正)	

2. 水質について

(1) 水質汚濁に関する環境基準

■ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1,2 -ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1,1 -ジクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1,1,1 -トリクロロエタン	0.1 mg / L 以下
1,1,2 -トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1,3 -ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
ふっ素	0.8 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

[水質汚濁に係る環境基準 平成 28 年環境省告示第 37 号(最終改正)]

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

■ 河川

項目 類型	基 準 値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	阿賀川(大川)、湯 川(滝見橋より上 流)、宮川、日橋川
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下	湯川(滝見橋より下 流)、旧湯川
【備考】 1. 基準値は、日間平均とする（湖沼についても同じ）。 2. 農業用利水については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼についても同じ）。 3. MPNとは大腸菌群数の測定方法（最確法による定量法）。 4. AA、C、D、E類型については、本市では該当する地域が無いため省略。						

[水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号(最終改正)]

■ 天然湖及び貯水量1,000万m³以上で、水の滞留時間が4日間以上である人口湖

項目 類 計	基 準 値					該当水域
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	猪苗代湖 (pHは適用しない)、 東山ダム貯水池
【備考】 1. 水産1～3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. AA、B、C類型については、本市では該当する地域が無いため省略。						

[水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号(最終改正)]

■ 全窒素・全りんに関するもの

項目 類型	基 準 値	該 当 水 域
	全 り ん	
Ⅱ	0.01 mg/L以下	猪苗代湖、東山ダム貯水池 （東山ダム貯水池は、平成27年度までの暫定 目標0.014）
【備考】 1．基準値は年間平均値とする。 2．全窒素については、本市では該当する水域が無いため省略。 3．Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ類型については、本市では該当する地域が無いため省略。		

[水質汚濁に係る環境基準 平成28年環境省告示第37号(最終改正)]